

学校法人立教学院情報公開基準

制定 2023年2月3日

(目的)

第 1 条 この基準は、学校法人立教学院（以下「学院」という。）において公開すべき情報及び公開の方法等について定め、学院の運営の透明性確保を通じた運営基盤強化を図るとともに、設置する各学校における建学の理念の実現、教育研究活動の質の向上及び当該活動に係る説明責務の履行促進を図ることを目的とする。

(公開事項)

第 2 条 学院が公開する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる法令等に基づく公開事項

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条に規定する情報
- ロ 私立学校法（昭和24年法律第271号）第63条の2に規定する情報
- ハ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に規定する情報
- ニ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の6に規定する情報
- ホ その他法令等が定める情報

(2) 次に掲げる自主的な公開事項

- イ 運営に関する情報
- ロ 教育、研究、社会貢献活動等に関する情報
- ハ その他学院が必要と認める情報

2 学院は、前項各号に掲げる公開事項が生じた場合、適時公開を行うものとする。

(情報の公開)

第 3 条 学院は、情報の公開に当たり、その目的及び意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択しなければならない。

2 学院は、前項に基づく公開において、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 丁寧かつ分かりやすい内容とすること。
- (2) 情報を得るべき対象者が了知し易い方法を取ること。
- (3) プライバシー、名誉その他の人権に十分に配慮すること。

3 学院は、情報の公開を、ウェブサイトにより行う。ただし、次のいずれかに該当する情報の公開は、当該情報を得るべき者が、公平かつ遅滞なく了知し得る方法をもって替えることができるものとする。

- (1) 情報を得るべき者が特定されているもの
- (2) 広く公開することにより、情報を得るべき対象者に不利益の生じる恐れがあるもの
- (3) 法令等により文書、図画その他これに類する情報伝達媒体によって公開する旨の定めがあるもの

(見直し及び改善)

第 4 条 学院は、情報の公開後も、公開の方法、公開の内容等の見直しを行い、最新かつ正確な情報を提供するように努めなければならない。

(基準の適用範囲)

第 5 条 この基準は、学校法人立教学院寄附行為その他学院の諸規程等に基づいて遂行する全ての

業務に関する情報の公開に適用する。

(改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この基準は、2023年4月1日から施行する。